

第百十号議案

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。